

- ・フィールド周辺ブロック補修工事
- ・槍投げ円弧（投てき位置線）2ヶ所改修工事
- ・フィールド内地表面の整正工事
- ・その他第一種公認検定競技場が備えるべき用具等の備品購入および用具の補修等を行ない整備した。
- ・昭和41年11月27日～28日 公認検定のため下記検定員により競技場および付属長距離競走路ならびに付属建築物、備品等詳細、綿密に実測調査、点検を行なった。  
検査員 日本陸上競技連盟検定部  
大野利雄、白田軍司、飯田貞夫

・指摘事項

- トラック全般の土質および高さの整正
- 第3コーナーフィールドの高さの整正
- 東側走高跳支柱台間隔の整正
- タイル標識の一部脱落補正
- 3,000m障害競走用移動横木の改修
- 走高とび用バー止の整正
- 跳投選手用距離標識の整備
- ・昭和41年11月30日～12月10日 指摘事項の整正工事を実施し現場写真を添えて手直し完了報告を日本陸連あてに行なった。
- ・昭和41年12月24日 日本陸連検定部長より第一種公認決定の通知を受けた。
- ・昭和42年3月18日 日本陸連会長より第一種公認証書を受けた。

公認期間 昭和42年3月14日より  
昭和47年3月13日まで

(2) 土湯スケート場床掘り改修工事

昨年一部床掘り改修工事を実施したもので本年は本格的

体 育 用 器 具 現 況

品 名	数	品 名	数	品 名	数	品 名	数	品 名	数
ストップウォッチ	53	試 技 順 序 板	1	跳 馬	2	グ ロ ー プ	4	投てき 角度標識	3
テ ン ト	1	バスケットボール バックストップ	2	踏 切 板	5	ベ ッ ド ギ ャ ー	4	走巾跳 三段跳 距離表示器	2
レスリング用 スポンジマット	50	30秒タイム計時 電光器	2	助 走 路	2	ミ ッ プ	2	ハ ー ド ル	135
レスリング用 ビニールキャンバス	1	時 計 板	2	アイデアルマット	44	テ ニ ス 支 柱	2	ハンマー 投 囲 い	1
得 点 ラ ケ ッ ト	1	オフィシャルテーブル 用 掲 示 用 具	2	畳	200	テ ニ ス ネ ッ ト	4	踏 切 板 標 識	2
剣 道 防 具	10	ハンドボール用ゴール	1	クライミングロープ	3	手 押 四 輪 車	3	風 向 計	1
卓 球 台	15	トレーニング用軽バーベル	2	ト ラ ン ポ リ ン	1	クリスタルクロノメーター	1	フィールド試技順序表示器	2
審判用 カウント器	15	ローイングマシン	1	体 操 得 点 表 示 器	10	ボクシング用メデシンボール	1	棒 高 跳 高 度 計	2
コート仕切用ついで板	125	自 転 車 練 習 機	1	踏切板用距離調節器	2	バレーボール用床金具	3	棒 高 跳 支 柱 バ ー 止 め	1
重量挙用プラットフォーム	4	鉄 ア レ ー	1	トランポリン用安全ベルト	1	円 盤	22	砲 丸	23
重量挙用リング	1	背 筋 力 計	1	チェストウエート	2	決 勝 柱	4	ボ ー ル ド ボ ッ ク ス	4
バ ー ベ ル	5	握 力 計	1	鏡	2	小 た こ	1	メ ー ト ル 縄	1
シ ャ フ ト	8	体 重 計	1	バレーボール支柱	3	コ ー ス 表 示 器	3	ラ イ ン 引 器	13
プレートハンガー	5	身 長 計	1	審 判 台	8	障 害 物 用 具	2	巻 尺	13
スフツツトラック	1	鉄 棒	1	バレーボールネット	6	周 回 表 示 器	2	投てき 距離標識	3
インクラインベンチ	1	バ ラ レ ル バ ー	3	バトミントン用支柱	8	スターテングブロック	33	野 球 用 プ ロ テ ク タ ー	1
ダ ン ベ ル	3	あ ん 馬	1	得 点 板	8	台 類	10	球 技 用 ゴ ー ル	1
審判電気判定器	1	吊 環	1	サ ン ド バ ッ ク	2	高 跳 高 度 表 示 器	2	障 碍 飛 台	3
重 量 掲 示 器	1	平 均 台	2	パンチングボール	2	体 育 用 ハ ン マ ー	11	照 度 計	1
記 録 用 黒 板	1	徒 手 マ ッ ト	2	ゴ ン グ	1	走 高 跳 高 度 計	2	走 高 跳 支 柱 バ ー 止 め	4

にリンク内の二つの島（土量 2,877m<sup>3</sup>）を除去し、リンクの水面を広くするとともに水質をよくしたため例年にみられない好評を博した。

(3) 信夫ヶ丘競技場等境界標柱の建設

昭和27年国体開催の際、福島市は総合グラウンドの敷地を買収し県に寄付する契約であったが未寄付のまま現在に至った。昭和40年に県総務部管財課と土木部管理課が窓口になり両者間において土地問題解決のため協議がなされた。未解決となっていた土地は市有地、民有地、国有地がありうち国有地については従来市が一括して国と賃貸契約を締結していたものをグラウンド敷地内の国有地は県が肩代りすること。市有地、民有地については昭和41年10月1日付けで寄付することの内容で実測が実施され多年未解決の土地問題が解決された。

この結果敷地が次のように確立したため、年度内に隣地所有者の立会を得て境界柱の建設を完了した。

陸上競技場	37,773,465m <sup>2</sup>		
野 球 場	21,842,805m <sup>2</sup>		
〃	455.02m <sup>2</sup>	(建設省河川保安区域借用)	
駐 車 場	5,471.14m <sup>2</sup>		
緑 地 帯	444.825m <sup>2</sup>		
管理事務所	532.41m <sup>2</sup>		
計	66,519.665m <sup>2</sup>		
うち農林省借地分	12,178.37m <sup>2</sup>		
建設省借地分	455.02m <sup>2</sup>		

(4) 施設の現況

県営体育館をはじめ陸上競技場、野球場における設備のうち体育用具の現況は別表のとおりである。